(三) 妊産婦その他母性の保健の向上に関すること。
(四) 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第一条第一項に規定する成育医療等基本方針の策定及び推進に関すること。
(五) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の規定による一時金の支給等に関すること。
(六) こどもの虐待の防止に関すること。
(七) いじめ防止対策推進法の規定によるいじめの防止等に関する相談の体制その他の地域における体制の整備に関すること。
(八) (六)及び(七)に掲げるもののほか、こどもの権利利益の擁護に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。
(九) 少子化社会対策基本法第七条に規定する大綱の策定及び推進に関すること。
(一〇) 子ども・若者育成支援推進法第八条第一項に規定する子ども・若者育成支援推進大綱の作成及び推進に関すること。
(一一) (一〇)に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援（子ども・若者育成支援推進法第一条に規定する子ども・若者育成支援をいう。６の(三)において同じ。）に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関すること。
(一二) 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第一項に規定する大綱の策定及び推進に関すること。
(一三) 大学等における修学の支援に関する法律の規定による大学等における修学の支援に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。
(一四) こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性に関する総合的な調査に関すること。
(一五) 所掌事務に係る国際協力に関すること。
(一六) 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
(一七) (一)から(一六)までに掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づきこども家庭庁に属させられた事務

6　５に定めるもののほか、こども家庭庁は、３の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法第一二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどることとした。（第四条第二項関係）
(一) こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する事項
(二) 結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項
(三) 子ども・若者育成支援に関する事項
7　５及び６に定めるもののほか、こども家庭庁は、３の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、２の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどることとした。（第四条第三項関係）
8　長官は、こども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができることとした。（第五条関係）
9　こども家庭庁に、こども家庭審議会を置くこととした。（第六条第一項関係）
10　９に定めるもののほか、別に法律で定めるところによりこども家庭庁に置かれる審議会等は、旧優生保護法一時金認定審査会とし、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによることとした。（第六条第二項関係）
11　こども家庭審議会について所要の規定を整備することとした。（第七条関係）
12　別に法律の定めるところによりこども家庭庁に置かれる特別の機関は、少子化社会対策会議、子ども・若者育成支援推進本部及び子どもの貧困対策会議とすることとした。（第八条関係）
13　こども家庭庁は、内閣府設置法第五三条第二項に規定する庁とすることとした。（第九条第一項関係）
14　内閣府設置法第五三条第二項の規定に基づきこども家庭庁に置かれる官房及び局の数は、三以内とすることとした。（第九条第二項関係）
15　政府は、この法律の施行後五年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。（附則第二項関係）
16　この法律は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（法律第七六号）（内閣官房）

1　こども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法その他の関係法律について、こども家庭庁長官の権限を定める等関係規定の整備を行うとともに、内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、任務、所掌事務の変更等関係規定の整備を行うこととした。（第一条～第四六条関係）
2　この法律は、一部の規定を除き、こども家庭庁設置法の施行の日から施行するほか、この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めることとした。

◇こども基本法（法律第七七号）（内閣官房）

1　総則
(一) 目的
この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とすることとした。（第一条関係）
(二) 定義（第二条関係）
(1) この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいうこととした。
(2) この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいうこととした。
イ 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
ロ 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
ハ 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備
(三) 基本理念
こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないこととした。（第三条関係）
(1) 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
(2) 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
(3) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。